

ブラジル日本商工会議所 2017年上期税制変更に関するセミナー

Doing business in Brazil

(エグゼクティブ向け) ビジネス税務の主要ポイント

2017年7月4日

本日のテーマ

税制改革の背景

税制改革－国会での主な討議内容

労働規制改革－国会での主な討議内容

年金改革－国会での主な討議内容

エグゼクティブ向け 現行制度の主要ポイント

巻末資料：その他のポイント

税制改革の背景

税制改革の背景

- ブラジルの税目数は61種類。うち連邦税48種類、残りは州税と市税。
- 世銀によると、国内法人は、税務に年間平均2,600時間を投入。OECD加盟国平均の12倍。
- 租税負担率は、およそGDPの35%。
- 国連によると、税金のうち政治汚職に回っている可能性があるのは年間2,000億レアル。
- 汚職の財源にならなかった残りの税金も、教育、医療、交通機関、その他インフラ開発に、うまく利用されているとはいえない。



税制改革の背景

- 今まで進めてきた徴税効率化（電子システム化）だけでは、必ずしも国民の生活向上につながらない。
- これからの税制改革の目的は、
税制のシンプル化→経済活性化→雇用創出→国民の生活向上
であるべき。
- 税制改革は国会で討議中。ただし、現状の政治危機を鑑みると短期間での改革遂行は期待薄。

税制改革 国会での主な討議内容

税制改革

国会での主な討議内容

- ICMSは、企業の税務に混乱をもたらす
 - 今のICMS制度では、企業の仮払い税金（TAX CREDIT）が増加する一方。
 - さらに州により一方的に運用される税制恩典に起因し、裁判係争が多発。
 - これでは司法プロセスが煩雑になるだけでなく、かえって発展途上地域への投資減少に。



税制改革

国会での主な討議内容

- ICMSは、いわばFISCAL WAR
 - 理想は、州間の異なる税率を廃止。
 - 発展途上州の税収を確保するための分配には配慮すべき。
 - 要点は、ICMS税制ルールを全国统一し、すべての州と連邦自治区がこれに従うこと。



税制改革

国会での主な討議内容

- PIS/COFINSの不具合解消
 - 目的は、2つの税の統一とシンプル化。税率は上げないのが理想。
 - 特に重要なのは、非累積方式の不具合解消。
 - 現状、非累積方式でも、物品の購入における仮払い税金の取得に制限あり。
 - サービス業にも配慮すべき。その原価の大半である人件費支払におけるPIS/COFINS仮払い税金の取得は不可能。



労務規制改革 国会での主な討議内容

労働規制改革 国会での主な討議内容

- 団体交渉
- 臨時契約
- 1週間48時間労働（最大週5時間の残業）
- パートタイマーの労働者の権利
- アウトソース



労働規制改革

国会での主な討議内容

- 目的は、雇用者と被雇用者の関係改善にむけた規制の柔軟化。
- 現行の労働規制のままでは、かえって新しい雇用創出を困難に。
- 改革について、労働組合が主張する懸念は、今の労働者の権限保証が損なわれること。



年金改革 国会での主な討議内容

年金改革

国会での主な討議内容

- 年金改革をはじめとした対策で、次の10年間における公共支出をGDPの20%から15%に減らすのが政府の目標。
- 年金の受給開始を男性65歳、女性62歳とし、支払総額を減らす予定。移行期間には暫定処置あり。
- この動きは先進国と同調。現行制度では、50歳代前半から年金の全額受給も可能。
- これから短期間でブラジルの60歳以上の人口は倍増の見通し。



年金改革

国会での主な討議内容

- 公務員の年金は、民間企業のそれを大きく上回る。
- 理想は、官民で同レベルにすること。将来の年金への支出を減らすこと。
- 政府には現行年金制度を支える財源なし。
- 昨今の政治危機から、国会での承認が得られるかは不透明。



エグゼクティブ向け 現行制度の主要ポイント

会計、財務諸表

- 2,4億レアルの総資産、または3億レアル以上の総収入をもつ株式公開企業、非営利法人は、外部監査を受ける義務あり。
- 株式公開企業のみ、BRAZILIAN GAAPによる年次会計報告書を発行する義務あり。
- ちなみにBRAZILIAN GAAPは、2010年より概ねIFRSにコンバージョン。
- 株式公開企業は、年次報告書、貸借対照表、損益計算書、年次取締役会の議事録の公開義務あり。
- 清算手続き中の企業も、100万レアル以上の株が残っている場合、財務諸表の公開義務あり。

法人税等、繰越欠損金、キャピタルゲイン

- 法人所得税率は課税所得の15%。課税所得が年間24万リアルを超える場合、10%の付加税も課税。さらに9%をCSLL（社会負担金）として課税。
- したがって「法人税等」の総額税率は34%。
- 税務上の欠損金は繰越されうるが、繰越欠損金の利用上限は課税所得の30%まで。
- 非ブラジル在住者のキャピタルゲインには、15%から30%におよぶ源泉所得税を課税。
- 日本在住者のキャピタルゲインは、租税条約により非課税。



源泉所得税

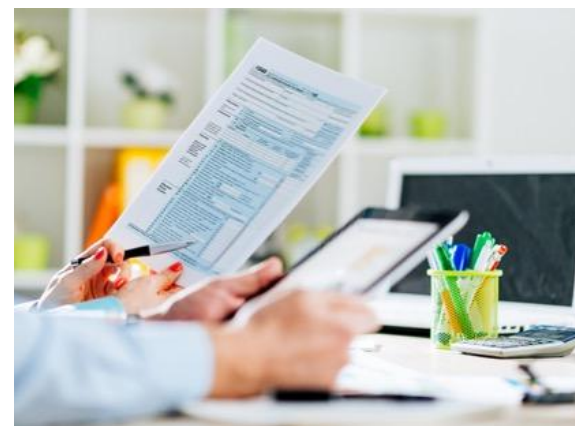
- 配当金には非課税。
- 利子は15%の課税（日本は租税条約により12,5%）。タックスヘイブンの場合、25%。
- 使用料（ロイヤルティー）には15%の課税。
- 技術サービスフィーは15%の課税。
- 一般的なサービスには25%の課税。



**巻末資料：
その他のポイント**

法人所得税および社会負担金（CSLL）

- 実質利益法（LUCRO REAL）:
 - 会計および税務上、記帳された利益に課税。
記帳情報は、システム上で作成、保管。
- 推定利益法（LUCRO PRESUMIDO）:
 - 総収入より、法人所得税および 社会負担金が算出される簡易的な方法。
 - 過年度の総収入が 4,800万リアルを超えない場合、適用可能。
 - 銀行業など法律で禁止されている場合あり。



工業製品への連邦付加価値税（IPI）

- 工業製品の製造に課税。
- 税率は、製品の性質により異なる。
最低で0%、最高で330%（タバコ）。



連邦負担金（PIS/COFINS）

- 総収入（およびその他の事業収入）と製品およびサービスの輸入に課税
- 累積方式
PIS 0,65%、COFINS 3%
- 非累積方式
PIS 1,65%、COFINS 7,6%
- 非累積方式では、原材料、部品の購入によるPIS/COFINSの仮払い税金を再販時に活用可能。



州付加価値税（ICMS）

- 州および連邦自治区が徴税。商品の移送、州をまたがる取引、市をまたがる流通サービス、電力、通信に課税。
- 税率は基本的には17%（サンパウロ、リオデジャネイロ、ミナスジェライスでは18%）
- 州をまたがる取引の場合、税率は12%。ただし北部などは例外（7%）。
- 仮払い税金は、原材料の購入等に使用を許可されている。



サービス税 (ISS):

- 市税。サービス提供に課税。
- 提供されたサービスの価格が、課税ベース。
- 税率は2~5%。市により異なり、またサービスの種類により異なる。



輸入税


- 輸入税は製品および商品の輸入に 課税。
- 税率は、製品の性質とそのタリフコードにより異なる。



連絡先:


 Yuichi Ikegaya 池谷 裕一

 yuikegaya@deloitte.com

 +55 (11) 5186.1259

 José de Carvalho Jr.

 jcarvalhojr@deloitte.com

 +55 (11) 5186.1011



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

This communication is for internal distribution and use only among personnel of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte network"). None of the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Limited